

雇用促進支援資金

1 融資の対象

県内に事業所を有し、次のいずれかに該当する中小企業者及び組合であって、6か月以内に新たに2名以上(小規模企業者にあつては1名以上)の常用雇用の創出が見込まれるものとして所管の地方局長の認定を受けた者

- (1) 事業の拡大(生産能力や販売能力の増大、新商品の生産、新役務の提供又は新たな販売方式の導入等)を行う者
- (2) 信用保証協会の保証対象業種に属する事業を引き続き3年以上営む者であって、既存事業が属する業種と異なる業種に新たに進出する者

2 融資の条件

すべての融資に保証協会の保証を必要とします。

資金使途	運転資金、設備資金
融資限度	1 企業:5,000 万円 組合:1億円
融資期間	運転資金:7年以内(うち据置期間6か月以内を含む。) 設備資金:10 年以内(うち据置期間1年以内を含む。)
融資利率	年1.90%
保証料率	年0.35%~1.72%(割引有)

3 添付書類

- 融資申込みにあたっては、所管の県地方局長による融資対象認定書(様式7の2)が必要です。所管地方局商工観光室に提出してください。
- その他にも書類が必要な場合があります。詳しくは窓口にご相談ください。

様式は県の HP からダウンロードできます。 <https://www.pref.ehime.jp/site/madoguchi/59788.html>

4 融資申込窓口：金融機関と信用保証協会が取り扱い窓口となっています。

伊予銀行、愛媛銀行、愛媛信用金庫、東予信用金庫、川之江信用金庫、宇和島信用金庫、商工組合中央金庫松山支店、中国銀行、広島銀行、山口銀行、阿波銀行、百十四銀行、四国銀行、徳島大正銀行、香川銀行、高知銀行、観音寺信用金庫、みずほ銀行、三井住友銀行、愛媛県信用保証協会